

第10章 社会福祉法人運営に係る注意事項について

1 評議員会及び理事会の運営に係る注意事項について

評議員会及び理事会の運営に係る注意事項について、以下のとおり整理しましたので、ご参照いただき、法令及び定款に基づいた適正な運営に努めていただくよう、お願いします。

【評議員会の招集について】

1 評議員会の招集は、下記を除き理事が招集します。

- (1) 評議員が、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求した場合、その請求後遅滞なく招集の手続きが行われないときに、半田市の許可を得て、請求をした評議員が招集するとき。
- (2) 評議員が、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求した場合、その請求のあった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられないときに、半田市の許可を得て、請求をした評議員が招集するとき。
- 2 評議員会を招集するには下記の事項を理事会の決議により定め、理事は評議員会の1週間（又は定款に定めた期間の）前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知する必要があります。

なお、電磁的方法で通知する場合には評議員の承諾を得る必要があります。

また、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができます。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）
- (3) 評議員会の目的である事項（議題）に係る議案（議題＝議案となる場合は不要。）の概要（議案が確定していない場合はその旨）

【評議員会の決議に関する注意点】

- 1 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。
- 2 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を評議員会に報告することを要しないこと

につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。

【評議員会議事録について】

- 1 評議員会議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（テレビ会議等）を含む。）
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 下記について、評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について述べた意見
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、述べた辞任した旨及びその理由
 - ウ 会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について述べた意見
 - エ 会計監査人を辞任又は解任された者が、解任後又は辞任後最初に招集される評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任について述べた意見
 - オ 監事が、理事が評議員会に提出しようする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたときの調査の結果
 - カ 監事が、監事の報酬等について述べた意見
 - キ 計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときに、会計監査人が定期評議員会に出席して述べた意見
 - ク 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見
 - (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）
 - (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ※ 招集通知を省略した場合、評議員全員の同意があったことを客観的に確認できる書類を保管する必要があります。

- 2 評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合の

議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1) の事項の提案をした者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は書面又は電磁的記録により作成し、定款に定める議事録署名人の署名又は記名押印（以下「署名等」という。）を行ってください。

5 評議員会の日から 10 年間、議事録を主たる事務所に備え置くこととされています。

評議員会の決議を省略した場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったと見なされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置くこととされています。

【理事会の招集について】

1 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときはその理事）が招集します。

なお、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができます。この請求があった場合には、請求日から 5 日以内に、理事会の招集通知（請求日から 2 週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができます。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出する必要があります。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。

なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意してください。

【理事会の決議に関する注意点】

- 1 平成28年改正法施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていたところですが平成28年改正法による改正後においては、理事会における議決は対面（テレビ会議等を含む。）により行うこととされており、改正前の書面議決の取扱いを行うことはできません。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされます。

また、理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しないものとします。ただし、理事長等が、自己の職務の執行状況について理事会に報告するときは、実際に開催された理事会において行う必要があります。

【理事会議事録について】

- 1 理事会議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（テレビ会議等）を含む。）
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 招集権者以外の理事が、理事会の招集を請求し、招集されたもの
 - イ アによる請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、監事が招集を請求したもの
 - エ ウによる請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 下記について、理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア (a)～(c) の競業又は利益相反取引を行った理事による報告

(a) 理事が自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(b) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(c) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

イ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告

ウ 監事が、理事会に出席し、必要があると認めるときに述べた意見

(6) 定款で理事長が議事録署名人とされている場合、理事長以外の理事会に出席した理事の氏名

(7) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）

(8) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

※ 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意についても記載することが望ましい。（又は同意の意思表示の書面の保管）

2 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1) の事項の提案をした理事の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項の理事会への報告を要しないものとされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

(1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 理事会への報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は書面又は電磁的記録により作成し、法又は定款に定める者が署名等を行ってください。

なお、電磁的記録により作成する場合は、署名等を電子署名としてください。

5 理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くこととされています。理事会の決議を省略した場合は、理事全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を理事会があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置くこととされています。

2 社会福祉法人の登記事務について

役員等の選任（法人の代表者変更）に関する手続きについて、法の改正に伴い「法人の登記事務の取扱い」が変更されたほか、役員等の選任に関する必要書類について、所轄庁が所管法人に対して一定の様式を使用するように指導することが出来なくなったため、

「法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」（平成29年2月23日付け法務省民商第29号法務省民事局商事課長通知）等をご参照いただき、役員等の選任及び各種登記事務を進めてください。

また、登記の際に必要となる様式等については、愛知法務局のホームページ内で紹介されていますので、あわせてご参考ください。

なお、通知の中で「法人の登記事務の取扱い」については、下記のとおり記載されております。

「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」

＜抜粋＞

第5 法人の登記

1 設立の登記

（1）登記すべき事項

法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりである。

なお、法において、理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、理事長の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（法第45条の17第1項及び第2項）ことから、法人の登記すべき事項のうち、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が削られた（整備政令第2条 組登令別表）。

ア 目的及び業務（組登令第2条第2項第1号）

イ 名称（同項第2号）

ウ 事務所の所在地（同項第3号）

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格（同項第4号）

法において、法人の理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならないとされ（法第45条の13第3項）、また、理事長の代表権に関する規定（法第45条の17第1項）が定められたことから、法人の代表権を有する者は、理事長となる。

したがって、当該理事長を「理事長」の資格で登記することとなる。

オ 解散の事由を定めたときは、その事由（組登令第2条第2項第5号）

カ 資産の総額（同項第6号 別表）

(2) 添付書面

法人の設立の登記の申請書の添付書面は、次のとおりである。

ア 定款（組登令第16条第2項）

イ 代表権を有する者の資格を証する書面（同項）

設立当初の理事は、定款で定めなければならない（法第31条第3項）ことから、理事長が理事であることを証する書面としての定款、理事長たる理事が就任を承諾することを証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

ウ 資産の総額を証する書面（組登令第16条第3項）

エ 所轄庁の認可書又はその認証がある謄本（組登令第25条において準用する商登法第19条）

(3) 登記の記録

法人の設立に係る登記の記録は、別紙記録例1による。

2 理事長及び理事の登記

(1) 理事長の就任及び理事の退任による変更の登記（施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結後、新たに理事長を選定した場合）

ア 理事長の選定又は理事の退任の時期

改正法の施行の際現に在任する法人の理事の任期は、法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされた（改正法附則第14条）ことから、当該理事は、当該定時評議員会の終結により、任期満了に伴い退任する。

そして、当該定時評議員会の決議により、後任の理事が選任されるとともに、後任の理事による理事会の決議により、新たに理事長が選定される。

なお、法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている（法第45条の23第2項）こと、また、毎会計年度終了後3月以内に、各会計年度に係る計算書類等を作成し（法第45条の27第2項）、当該計算書類等について理事会及び定時評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に届け出なければならない（法第59条第1号）ことから、施行日以後最初の定時評議員会については、平成29年6月までに招集されることになる。

したがって、同月末日までに、当該定時評議員会が招集されず、後任の理事が選任されなかった場合であっても、改正法の施行の際現に在任する法人の理事の任期は、定時評議員会が開催されるべき日又は期間の末日までとなる（昭和38年5月18日付け民事甲第1356号民事局長回答参照）。

イ 添付書面

法人の理事長の就任及び理事の退任による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項）として、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された定時評議員会の議事録、理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

また、理事長を選定した理事会に出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事が当該理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないが、当該印鑑と変更前の理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、当該証明書の添付を要しない（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号。以下「法登規」という。）第5条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規」という。）第61条第6項）。

なお、法において、理事及び理事長の選任機関に関する規定（法第43条第1項及び第45条の13第2項第3号）が定められたため（前記第1の3(1)及び第1の4(1)参照）、理事長の就任による変更を証する書面の一部として、理事又は理事長の選任機関を証するための定款については、添付することを要しない。

ただし、定款で評議員会又は理事会の定足数、決議要件に別段の定めがある場合（前記第1の2(2)ウ及び第1の3(2)ウ参照）、定款で理事会の議事録に署名し、若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合（前記第1の3(2)エ参照）、又は定款の定めによる理事会の決議の省略（前記第1の3(2)オ参照）により理事長を選定した場合には、これらの定めを証するため、定款をも添付しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第61条第1項）。

(イ) 理事の退任を証する書面

改正法の施行の際現に在任する法人の理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされている（改正法附則第14条）ことから、当該定時評議員会の議事録がこれに該当する。

ウ 印鑑届書

改正法附則第14条の規定により、定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事のうち、代表権を有する者として登記され、かつ登記所に印鑑を提出していた理事が、後任の理事による理事会の決議により、新たに理事長に選定された場合

(提出済みの印鑑を継続して使用する場合)には、印鑑届書の提出を要しない。

エ 登記の記録

法人の理事長の就任及び理事の退任による変更に係る登記の記録は、別紙記録例2(1)による。

(2) 代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記

改正法附則第14条の規定により、定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事について、代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合には、その退任により、当該定めも消滅する。

したがって、(1)の登記と同時に、代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記をもしなければならないが、当該変更の登記については、添付書面を要しない。

なお、改正法附則第15条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例によるとされた（整備政令附則第3項）ことから、施行日以後に選定された理事長が就任するまでは、当該変更の登記をすることを要しない。

(3) 理事長の変更の登記 ((1)による理事長の就任の登記後に、当該理事長に変更が生じた場合)

(1)による理事長の就任の登記後、当該理事長に変更があった場合における変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項）として、次の書面を添付しなければならない。

ア 理事長の退任を証する書面

理事長の退任の事由に応じて、評議員会又は理事会の議事録、辞任を証する書面等が該当する。

なお、辞任を証する書面に当該理事長が登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き、当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第61条第8項）。

イ 理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された評議員会の議事録、理事長たる理事が就任を承諾したことと証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことと証する書面が該当する。なお、理事会の議事録に押印した印鑑に係る証明書及び定款の添付の要否については、前記(1)イ(ア)と同様である。

3 資産の総額の変更の登記

(1) 登記期間

法人の資産の総額の変更に係る登記期間について、毎事業年度末日から2月以内とされていたが（旧組登令第3条第3項）、同項の改正により、当該末日から3月以内に伸長された（整備政令第2条）。

(2) 添付書面

法人の資産の総額の変更の登記の申請書の添付書面（組登令第17条第1項）については、従前と同様である。

(3) 経過措置

(1) の登記期間の伸長は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月1日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例によるとされた（整備政令附則第2項）。

以上、法人運営の際の参考としてください。

なお、登記の際に必要な添付書類等に関するお問い合わせは、所轄の法務局までお願いします。

社会福祉法人設立・運営マニュアル
令和4年4月1日 第4版

半田市 福祉部 地域福祉課
〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
TEL 0569-21-3111 (内線348)
TEL 0569-84-0641 (直通)
FAX 0569-22-2904